（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条　対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内軽自動車の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

［四　略］

2　対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項各号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

［ロ～ヘ　略］

［二・三　略］

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類

［四　同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

［ロ～ヘ　同上］

［二・三　同上］